

令和5年度

適正化事業
事業報告書

一般財団法人 神奈川タクシーセンター

令和5年度適正化事業 事業報告

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月 31日

概 要

タクシー需要の大幅な増加により、一部の地域や乗り場においてはタクシーの供給が追いつかない状況が見られるようになったことから、4月よりNRS（日本型ライドシェア）による自家用車活用事業がエリアや時間帯等を限定して運行開始となりました。神奈川においても対象エリアでの運行が始まり、三浦市では「かなライド@みうら」として事業者協力型自家用有償旅客運送による実証実験も始まっています。

これらはタクシーの供給不足を補うためとされており、現状では仕方ないことと捉えておりますが、この先、タクシー運転者の収入に影響を及ぼすなど労働条件を低下させることがないか、あるいは、新たに運転者不足を生じさせることはないか心配されます。

コロナ前ほどには戻っていないものの、神奈川県内における運転者証交付数は着実に回復しつつあるように感じられます。運転者不足の解消によりタクシーの供給が増え、ライドシェアの必要性を排するような状況になることが望まれます。

当センターでは、公正中立な立場からタクシー業務の適正化と公共交通機関としての輸送の安全及び利用者の利便の確保に努め、令和5年度の各業務を次の通り遂行しました。

指導関係業務においては、タクシー営業の適正化と利用者の利便向上を図ることを目的とした街頭指導、道路運送法に違反する行為の防止を目的とした街頭指導をそれぞれ実施し、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、タクシー乗り場周辺での客待ち待機など、規制に係る違反に対し指導を実施するとともに、タクシー乗り場及び待機場内における運転者のマナーや資質の向上に努めました。

また、タクシー乗り場周辺等では、利用者及び歩行者の安全確保に努めました。

苦情、調査関係業務においては、タクシーに関わる苦情、要望等を受付け、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知して改善を求め、違法行為の防止と指導を行うなど、迅速、適切な処理に努めました。

法人タクシー事業者の評価制度においては、利用者の選択性の向上を推進すべく、事業者の評価を行いました。

研修関係業務においては、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき適正化研修を実施しました。また、特別研修として「外国人旅客接遇研修」を実施しました。

乗り場施設関係業務においては、利用者の利便向上を図るため、タクシー乗り場の新設等に向け積極的に取り組み、また、安全確保のためタクシー乗り場施設の保守点検を実施し、維持管理に努めました。

総務関係業務においては、適正化事業の円滑な運営を図るとともに、タクシー事業者やタクシー利用者への業務内容の周知及び情報提供に努めました。

適正化事業実施機関として適切な人員を配置し、適正な予算の執行に努めました。

《 指導関係業務 》

指導関係業務においては、タクシー業務適正化特別措置法に基づき、タクシー営業の適正化と利用者の利便向上を図ることを目的とした街頭指導や、指導車による指導員の広範囲な巡回により、運送の引受けの拒絶等、道路運送法に違反する行為の防止を目的とした街頭指導を実施した。

また、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、タクシー乗り場周辺や路上に客待ち待機する等、タクシーに起因する様々な問題の解決のため指導員を効率的に配置し、規制に係る違反に対し指導を実施した。

さらに、関係機関及び地域住民からの苦情等には迅速に対応し、街頭指導を実施するとともに、必要に応じて各地区における法人・個人事業者を招集し、各事業者の協力による街頭指導を実施する等問題解決を図った。

東京国際空港（羽田空港）については、定期的に指導員を巡回させ、道路運送法及びタクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程等に基づく違反等の防止に努めた。

1. 街頭指導会議

街頭指導会議は神奈川運輸支局長を議長として3回開催した。

街頭指導の実施結果及び各地区の指導状況や実態を報告し、苦情を含めたタクシーに起因する様々な問題について情報を共有しつつ、問題解決のために具体的な対応策を提議し審議を行った。

施策等が効果的に反映されるよう指導重点地区及び指導内容など毎月の指導計画を策定するとともに、審議結果が効果的に反映されるよう、法人事業者及び個人事業者に趣旨徹底を図った。

令和5年度 街頭指導会議 3回 開催

第1回 令和5年7月11日（火）

- 議 題
- ① 街頭指導計画による実施結果の概要と状況報告について
 - ② 映像で見る各地区の状況及び指導の状況について
 - ③ 山手駅タクシー乗り場におけるタクシー乗り場入構規制
（末尾番号入構規制）の廃止について
 - ③ 8月、9月、10月、11月の指導計画（案）について
 - ④ 各議員からの報告・提案等について

第2回 令和5年11月22日（水）

- 議 題
- ① 街頭指導計画による実施結果の概要と状況報告について
 - ② 映像で見る各地区の状況及び指導の状況について
 - ③ 12月、1月、2月、3月の指導計画（案）について
 - ④ 各議員からの報告・提案等について
：横浜駅西口、新横浜駅タクシー乗り場における入構規制
（末尾番号入構規制）休止の提案

第3回 令和6年3月12日（火）

- 議 題
- ① 街頭指導計画による実施結果の概要と状況報告について

- ② 映像で見る各地区の状況及び指導の状況について
- ③ 4月、5月、6月、7月の指導計画（案）について
- ④ 各議員からの報告・提案等について

2. センター指導員による街頭指導

(1) 道路運送法に違反する行為の防止を目的とした指導

街頭指導会議において審議された指導計画に基づき、主要駅のタクシー乗り場及び繁華街、イベント会場周辺を中心に運送の引受けの拒絶や呼び込み行為等、道路運送法に違反する行為の防止を目的とした指導を実施した。

(2) 規制違反に係る指導

タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、違反者に対し指導を実施するとともに、違反点数の累積が、2点以上に達したタクシー運転者に対しては「適正化研修」の受講を求めた。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後より、利用者増加にともなう稼働の回復が顕著に見られるとともに、配車アプリでの営業が更に定着したことにより、規制地区等で客待ちをするタクシーが減少したため、「違法付け待ち行為」の指導件数は大きく減少した。

また、「迷惑行為及び不適切行為（喫煙、ポイ捨て、立小便等）」についても稼働の回復により、各駅前等での滞留時間が短縮されたことと、改善重点地区を中心とした指導に加え、巡回指導（講習）において動画等を活用し、運転者のルールやマナーに対する意識向上を図ったことにより、指導件数は大きく減少したと考えられる。

(3) 東京国際空港（羽田空港）における指導

東京国際空港（羽田空港）においては、空港内の運用規程及び運用ルールに基づき、運転者のマナーや資質の向上、定額運賃の正しい適用及び区域外営業などの道路運送法違反の防止を目的とした指導を実施した。

(4) 利用者及び歩行者の安全確保

繁華街、スクールゾーン等においては、必要に応じ指導員を配置し、所轄警察署、各事業者と協力し、利用者及び歩行者の安全確保に努めた。

3. 事業者による街頭指導

(1) 改善重点地区

改善重点地区においては、違反事業者による街頭指導を実施した。

街頭指導実施回数

横浜駅東口	5回（5事業者）
上大岡駅（構内）	0回
川崎駅西口	0回

(2) 宮谷小学校周辺地区

交通安全運動期間中の宮谷小学校新入学児童交通安全対策として、所轄警察署と事業者の協力により街頭指導を実施した。

(3) 東京国際空港（羽田空港）

羽田空港神奈川タクシー乗り場においては、年末年始繁忙期間中に、利用者利便のため計画配車入構事業者の協力による街頭指導を実施した。

4. 巡回指導（講習）

事業所等に訪問し、タクシー営業に関わるルールを中心に指導事例・苦情事例などを用いた講習を行い、法令遵守の徹底及び運転者のマナーや資質の向上を図った。

巡回指導（講習）実施実績

実施事業者数	13 事業者
実施日数	20 日
受講者数	690 名

街頭指導取扱実績

指導項目	区分	令和5年度			前年度(令和4年度) 対比	
		件数 (構成比)	件数 (構成比)	増減	比率(%)	
運送の引受けの拒絶		1 (0.78%)	0 (0.00%)	1	—	
メーター不使用		4 (3.13%)	7 (3.30%)	▼ 3	▼ 42.86%	
メーター操作不適切		3 (2.34%)	2 (0.94%)	1	50.00%	
不当運賃・料金 收受又は請求		0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—	
区域外営業行為		0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—	
区域外車両		0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—	
不正乗合い行為		0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—	
運転者証(事業者乗務証) 不表示・不携帯		2 (1.56%)	1 (0.47%)	1	100.00%	
運転者証(事業者乗務証) 偽造・隠ぺい		0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—	
未登録運転者乗務		0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—	
呼び込み行為、客引き行為		0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—	
違法付け待ち行為		19 (14.85%)	58 (27.36%)	▼ 39	▼ 67.24%	
路上待機		14 (10.94%)	18 (8.49%)	▼ 4	▼ 22.22%	
指導員に対する暴力行為		0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—	
指導無視		0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—	
事業の信用失墜行為		0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—	
職務に関して著しく不適切な行為		0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—	
迷惑行為及び不適切行為(喫煙関係含)		73 (57.03%)	112 (52.84%)	▼ 39	▼ 34.82%	
入構阻害行為		0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—	
タクシー乗り場入構規制無視		2 (1.56%)	2 (0.94%)	0	—	
表示関係取扱不適切		0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—	
社名表示・地域表示 不表示		10 (7.81%)	11 (5.19%)	▼ 1	▼ 9.09%	
ぐ犯車両		0 (0.00%)	1 (0.47%)	▼ 1	▼ 100.00%	
その他		0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—	
合計		128 (100.0%)	212 (100.0%)	▼ 84	▼ 39.62%	

違法付け待ち行為（地区別指導件数）

《横浜市内》

指導場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
上大岡駅前周辺	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	3
菊名駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市大病院(浦舟町)周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
元町中華街駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黄金町駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
たまプラーザ駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜駅西口周辺	4	1	0	2	1	0	2	0	1	0	0	1	12
横浜駅東口周辺	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4
鶴見駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木町駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川町駅南口周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関内駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日吉駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	4	2	1	2	1	0	4	0	1	1	2	1	19

《川崎市内》

指導場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
川崎駅東側周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

《横須賀・三浦市内》

指導場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
横須賀中央駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京急久里浜駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

迷惑行為及び不適切行為（内容別指導件数）

指導内容 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
車外 喫煙	4	8	3	8	6	4	4	1	2	4	8	6	58
車内 喫煙	1	1	1	3	1	0	2	2	1	0	0	1	13
立ち小便	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ポイ捨て	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	5	9	4	11	7	4	6	3	5	4	8	7	73

タクシー乗り場等適正運営の推進に係る違反件数

指導項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
違法付け待ち行為	4	2	1	2	1	0	4	0	1	1	2	1	19
迷惑行為及び不適切行為	5	9	4	11	7	4	6	3	5	4	8	7	73
タクシー乗り場等入構規制無視	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
指導無視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	9	12	5	13	8	4	10	4	6	5	10	8	94

タクシー乗り場等適正運営の推進に係る累積点数 2 点到達者数及び適正化研修修了者数

項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
累積点数 2 点到達者数	1	2	1	0	0	0	3	0	0	0	1	2	10
適正化研修修了者数	0	1	1	1	0	0	3	0	0	0	0	1	7

《 苦情、調査関係業務 》

苦情、要望については、電話及びインターネットで受付け、適切、迅速に対応するとともに、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知し改善を求めるなど、適正な処理を行った。また、支援サービス業務として、タクシーに関する問い合わせ及び遺失物に関する相談等に対応した。

1. 苦情・要望関係

令和5年度の苦情取扱件数は、1,258件であった。

取扱件数の内訳は、接客不良が659件で最も多く全体の52.38%を占め、次いで道路上でのトラブル関係214件(17.01%)、運送の引受けの拒絶90件(7.15%)、迷惑行為58件(4.61%)運送の継続の拒絶又は中断36件(2.86%)の順となる。

- (1) タクシー利用者から寄せられた苦情については、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知し改善を求め、違法行為の防止と指導に努めた。
- (2) 関係機関及び地域住民から寄せられた要望については適切に対処し、必要に応じて神奈川県タクシー協会各支部及び神奈川県個人タクシー協会に協力を求めた。
ゴミの投げ捨て等、社会的マナーに関する内容については、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知し、改善を求めた。
- (3) 運転者の指導教育に資するよう、苦情事例に改善策・対応策等を添え、苦情件数と併せて月毎に「相談課からのお知らせ」として事業者に送付した。

2. 支援業務

利用者から寄せられるタクシーに関する問い合わせ及び遺失物に関する相談について支援業務を行った。

- (1) UDタクシー・妊婦応援タクシー・育児支援タクシー・介護タクシー等をはじめ、タクシーに関する情報収集に努め、タクシー利用に関する問い合わせに適切に対応した。
- (2) 利用者から寄せられる遺失物に関する相談については、警察への届出、無線局の案内等、情報提供に努めた。

3. タクシー事業者管理者研修会の開催

利用者等からの苦情を減らすとともに、利用者利便の向上を図ることを目的として、タクシー事業者管理者研修会を開催した。

センターに寄せられた苦情事例を基に原因を考え、有効な指導・管理方法を紹介した。

苦情・要望・問合せ 取扱件数

◎ 苦情（違法行為・その他）

区 分 項 目	令和5年度	前年度(令和4年度) 対比		
	件数 (構成比)	件数 (構成比)	増減	比率(%)
運送の引受けの拒絶	90 (7.15%)	88 (7.11%)	2	2.27%
運送の継続の拒絶又は中断	36 (2.86%)	14 (1.13%)	22	157.14%
不当運賃・料金 収受又は請求	27 (2.15%)	29 (2.34%)	▼ 2	▼ 6.90%
迂回走行	35 (2.78%)	43 (3.47%)	▼ 8	▼ 18.60%
接客不良 ※1	659 (52.38%)	680 (54.92%)	▼ 21	▼ 3.09%
区域外営業行為	3 (0.24%)	2 (0.16%)	1	50.00%
職務に対して著しく不適切な行為	14 (1.11%)	11 (0.89%)	3	27.27%
呼び込み行為、客引き行為	0 (0.00%)	1 (0.08%)	▼ 1	▼ 100.00%
乗り場関係	5 (0.40%)	20 (1.62%)	▼ 15	▼ 75.00%
道路上でのトラブル関係	214 (17.01%)	214 (17.29%)	0	0.00%
事業者/無線室の対応	49 (3.90%)	35 (2.83%)	14	40.00%
迷惑行為（喫煙・ポイ捨て・立小便）	58 (4.61%)	51 (4.12%)	7	13.73%
その他 ※2	68 (5.41%)	50 (4.04%)	18	36.00%
合 計	1,258 (100.0%)	1,238 (100.0%)	20	1.62%

※1の内容内訳

- ・基本動作（挨拶、目的地・経路確認、精算 等） (261 件)
- ・言動関連（暴言、失礼な発言、タメ口、舌打ち 等） (320 件)
- ・運転関連（運転が荒かった、スピードが怖かった 等） (36 件)
- ・車内関連（車内がたばこ臭い、ラジオがうるさい 等） (18 件)
- ・その他（運転中の通話、機器の操作方法 等） (24 件)

※2の内容例

- ・事故処理関係
- ・乗り場での運転者同士のトラブル
- ・アプリシステム関係の不具合
- ・内容が確認できないもの 等

🚻 障がい者関連の苦情（主な内容例）

- ・障がい者手帳を出した時に鼻で笑われ、走行中もルームミラーで見られていた。
- ・降車時に障がい者手帳を出すと、「最初に言わなければできない」と言われた。
- ・「障がい者割引をお願いします」と言ったら不機嫌な態度で怒られた。障がい者に対する差別と偏見が感じられた。
- ・車椅子の母と乗車しようと手を挙げたがダメダメという仕草をし行ってしまい乗せてもらえなかった。
- ・福祉券利用で「おつりこれでいいの？」と不機嫌な対応。領収書は紙がなくなったから出せないと言われた。
- ・自宅マンションまでのスロープで車椅子を押すのを手伝ってくれなかった。

障がい者関連のお褒め（主な内容例）

- ・自分は障がい者だが、乗車時から降車時まで優しく声掛けしてくれ、丁寧な対応だったので嬉しかった。
- ・対応が丁寧で良かった。車内温度・お忘れ物確認の声がけあり。目的地を確認し把握していた。建物入口の先に停車も精算後少し戻ってくれた。

◎ 要望（主な内容例）

- ・羽田空港国際線神奈川乗り場を復活させてもらいたい。
- ・羽田空港神奈川乗り場をなくして東京で定額を使えるようにしてもらいたい。
- ・どの時点で障害者手帳を出すか運転者によって対応が違うので統一してもらいたい。
- ・戸塚駅西口区役所前交差点で U ターンは危ないので看板を立ててもらいたい。
- ・中山駅南口乗り場に屋根を付けてもらいたい。
- ・迎車で車種指定した時に別途料金がかかるときには事前に説明が欲しい。
- ・空車と迎車の表示が近くに来ないと判別できないので色を変えてほしい。

◎ 問合せ

項 目	件 数	構 成 比
予約・迎車関連	336	25.21%
割引及び福祉券・チケット関連	8	0.60%
料金関連	149	11.18%
領収書関連	63	4.73%
事業者関連	76	5.70%
ミニバン・UDタクシー・福祉車両関連	1	0.07%
忘れ物関連	227	17.03%
その他 ※3	473	35.48%
合 計	1,333	100.00%

※3の主な内容

- ・アプリ関連のルールについて。
- ・子供を含む乗車可能人数について。
- ・車いすでの乗車について。
- ・陣痛タクシーを行っている事業者について。
- ・インボイス登録番号について。
- ・横浜地域（京浜交通圏）以外の苦情・連絡先等について。
- ・警察からの問い合わせ。

《 法人タクシー事業者の評価制度 》

法人タクシー事業者のサービス改善、向上及び利用者利便の向上に資することを目的とする法人タクシー事業者の評価制度の評価規程に基づき、厳正な審査により事業者の評価を行った。

令和4年度の優良事業者については、センターのホームページ等により公表するとともに、『優良』表示板を配布し選択性の向上を推進した。

- ・優良事業者数 100社（100事業者の内）
- ・車 両 数 6,270両

《 タクシー運転者の指導及び苦情に係る履歴証明書の発行 》

タクシー運転者の指導及び苦情に係る履歴を運転者本人の申請により発行した。

- ・発 行 件 数 62件

《 研修関係業務 》

研修関係業務においては、適正化研修を主として行い、関東運輸局から命令を受けた者に対する命令研修・命令講習については必要に応じて行うこととしている。

また、外国人旅行客に対する接客向上を目的に、「外国人旅客接客研修」を特別研修として実施した。

1. 適正化研修

タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づいて付された違反点数の累積が2点以上に達したタクシー運転者等を対象として、新規講習の2日目、3日目に組み入れて実施した。

研修は地理を除く法令、安全、接客を主体とし、タクシー運転者としての基本事項の再確認を含めて行い、受講者は7名であった。

2. 命令研修

道路運送法第27条第3項の規定に基づき関東運輸局から受講命令を受けた運転者等を対象とするが、受講者はなかった。

3. 命令講習

タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づき関東運輸局から受講命令を受けた運転者等を対象とするが、受講者はなかった。

4. 特別研修

タクシー運転者の資質向上の一環として外国人利用者に対しての接客向上を目的として、「外国人旅客接客研修（英語コース）」を2回開催し計47名が受講した。

研修は専門の講師を迎えての3時間からなる内容で、外国人講師によるネイティブな発音に触れながら、実際の接客を想定したロールプレイングを交え実施した。

9月の初級はテキストを中心に進め、挨拶をはじめ、施設・場所の言い方、料金收受の際の注意点など、タクシー営業に必要な基本的内容について行った。

2月の中上級は、運転者お薦めの場所の紹介、体調不良や遺失物に対処する際のフレーズなど、細やかな対応について習得できる内容とした。受講者が少人数だったことから、質問等に関連する事項について講師から幅広い説明が行われたため、より深く学べる状況となった。

研修関係業務実績

項目	区分	令和5年度	前年度(令和4年度)対比		
		受講者数	受講者数	増減	比率(%)
適正化研修		7	8	▼1	▼12.50%
命令研修		0	0	0	—
命令講習		0	0	0	—
特別研修 (外国人旅客接客研修)		47	66	▼19	▼28.79%
合計		54	74	▼20	▼27.03%

《 乗り場施設関係業務 》

乗り場施設関係業務においては、利用者の利便向上を図るため、タクシー乗り場の新設等に向け積極的に取り組んだ。

タクシー乗り場の上屋等タクシー乗り場施設の新設に対する要望については、利用実態を考慮し、道路管理者等に積極的に働きかけた。

さらに、安全性を確保するためタクシー乗り場施設の点検、補修、清掃を行い維持管理に努めた。

1. タクシー乗り場の新設等

- (1) 新綱島駅周辺地区土地区画整理事業に伴う新綱島駅タクシー乗り場の新設に協力し、令和5年12月22日より運用を開始した。
- (2) 久里浜駅西口栄通り歩車道整備工事に伴う京急久里浜駅北口タクシー乗り場の移設に協力し、令和6年1月31日より運用を開始した。
- (3) 保土ヶ谷区天王町2丁目地内道路整備工事に伴う天王町駅タクシー乗り場の新設に協力し、令和6年3月6日より運用を開始した。
- (4) 横浜駅きた西口タクシー乗り場の新設に対し、積極的に参画した。
- (5) 関内駅前地区第一種市街地再開発事業に伴う関内駅北口タクシー乗り場の移設に対し、積極的に参画した。
- (6) 戸塚駅東口駅前広場再編成計画に伴うタクシー乗り場の移設に対し、積極的に参画した。
- (7) 長津田駅南口道路整備工事事業に伴う長津田駅南口タクシー乗り場の移設に対し、積極的に参画した。
- (8) 登戸地区土地区画整理事業に伴う登戸駅タクシー乗り場、向ヶ丘遊園駅北口タクシー乗り場の移設に対し、積極的に参画した。

2. タクシー乗り場施設の新設等

- (1) 下飯田駅タクシー降車場に固定式標識を設置した。(令和5年5月16日)
- (2) ゆめが丘駅タクシー乗り場に固定式標識を設置した。(令和5年5月17日)
(令和6年夏頃タクシー乗り場運用開始予定)
- (3) 関内駅南口タクシー乗り場に固定式ベンチを設置した。(令和5年8月8日)
- (4) 立場駅タクシー乗り場に固定式ベンチを設置した。(令和5年8月16日)
- (5) 京急久里浜駅北口タクシー乗り場に固定式標識を設置した。(令和6年1月30日)
- (6) 天王町駅タクシー乗り場に上屋・固定式ベンチを設置した。(令和6年3月6日)

(7) 下飯田駅タクシー乗り場に上屋・固定式ベンチを設置した。(令和6年3月14日)

3. タクシー乗り場施設の維持管理等

- (1) 上屋・ベンチ・標識の点検作業を実施したタクシー乗り場
 - ① 横浜市内 80 箇所、川崎市内 22 箇所、横須賀市内 15 箇所
- (2) 上屋等の清掃及び補修工事を実施したタクシー乗り場
 - ① 鶴見駅西口タクシー乗り場 (標識)
 - ② 鶴見駅東口タクシー乗り場 (上屋・標識)
 - ③ 中山駅北口タクシー乗り場 (上屋)
 - ④ 十日市場駅北口タクシー乗り場 (上屋)
 - ⑤ 洋光台駅タクシー乗り場 (上屋)
 - ⑥ 武蔵新城駅タクシー乗り場 (上屋・標識)
 - ⑦ 武蔵小杉駅北口タクシー乗り場 (標識)
 - ⑧ 横須賀中央駅タクシー乗り場 (上屋・標識)
 - ⑨ りそな銀行 [横須賀中央駅前] タクシー乗り場 (上屋・標識)
 - ⑩ 大木質店 [横須賀中央駅前] タクシー乗り場 (標識)
 - ⑪ リドレ横須賀タクシー乗り場 (標識)
- (3) 区画線の補修を実施したタクシー乗り場・タクシー待機場
 - ① 済生会横浜市東部病院タクシー待機場所
- (4) 可動式標識の撤去を実施したタクシー乗り場
 - ① けいゆう病院タクシー乗り場 (乗り場案内ステッカーを屋根橋脚部に貼付)
- (5) 可動式ベンチを撤去して固定式ベンチを設置したタクシー乗り場
 - ① 関内駅南口タクシー乗り場

《 総務関係業務 》

総務関係業務においては、理事会をはじめとした各会議を適宜開催し、審議の結果を業務に反映させ円滑な業務運営を図った。

業務を遂行するために適切な人員の配置を行い適正な予算の執行に努めるとともに、必要に応じて諸規程の改程を行った。また、職員の資質の向上に努めた。

タクシー利用者及びタクシー事業者に対しては、ホームページにより業務内容の周知及び情報の提供に努めた。

1. 会 議

令和5年度は、次の通り会議を開催した。

(1) 理事会 …………… 8回 開催

第1回 令和5年5月31日(水) 書面決議による

提案事項 ・評議員の推薦に関する件

第2回 令和5年6月20日(火)

議 題 ・令和4年度事業報告及び収支決算等について

・法人タクシー事業者の評価規程に基づく優良事業者の公表について

第3回 令和5年6月26日(月)

議 題 ・代表理事の選定について

第4回 令和5年8月10日(木) 書面決議による

提案事項 ・タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程の一部変更について

第5回 令和5年8月28日(月) 書面決議による

提案事項 ・新デザイン運転者証・事業者乗務証への変更に係る

手数料に関する件

・「登録事務等の実施に関する規程【神奈川県A】」

「登録事務等の実施に関する規程【神奈川県B】」

の一部変更に関する件

第6回 令和5年12月4日(月) 書面決議による

提案事項 ・タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程の一部変更について

第7回 令和6年3月5日(火) 書面決議による

提案事項 ・講習日程変更の件

・「運転者研修所運営規程」の一部改訂の件

第8回 令和6年3月11日(月)

議 題 ・令和6年度適正化事業 事業計画及び収支予算について

・令和6年度適正化事業 負担金の額及び徴収方法について

・令和6年度試験事務 事業計画及び収支予算について

・令和6年度登録事業A 事業計画及び収支予算について

・令和6年度登録事業B 事業計画及び収支予算について

- ・試験に関する事務規程の一部改正について
- ・タクシー事業者の評価に関する規程の一部改正について
- ・適正化事業諮問委員会委員の選任について
- ・登録諮問委員会Bの委員の選任について
- ・貸倒損失の計上について

(2) 評議員会 2回 開催

第1回 令和 5年 6月 26日 (月)

- 議 題 ・令和4年度 事業報告及び収支決算等について
 ・理事の任期満了に伴う改選について

第2回 令和 6年 3月 22日 (金) 書面決議による

- 提案事項 ・計算書類等の承認の件

(3) 評議員選定委員会 1回 開催

第1回 令和 5年 6月 7日 (水)

- 議 題 ・評議員の辞任及び選任について

(4) 適正化事業諮問委員会 2回 開催

第1回 令和 5年 6月 16日 (金)

- 議 題 ・令和4年度 適正化事業 事業報告及び収支決算等について
 ・令和4年度 試験事務 事業報告及び収支決算等について

第2回 令和 6年 3月 8日 (金)

- 議 題 ・令和6年度 適正化事業 事業計画及び収支予算について
 ・令和6年度 適正化事業 負担金の額及び徴収方法について
 ・令和6年度 試験事務 事業計画及び収支予算について

(5) 街頭指導会議 3回 開催

開催日及び議事の内容等については、《指導関係業務》に記載。

(6) タクシー事業者評価制度委員会 3回 開催

第1回 令和 5年 6月 5日 (月)

- 議 題 ・令和4年度 法人タクシー事業者評価について

第2回 令和 5年 8月 21日 (月) 書面決議による

- 提案事項 ・タクシー事業者評価制度委員会小委員会の開催について

第3回 令和6年2月5日(月)

議 題 ・ タクシー事業者評価制度 評価規程の見直しについて

2. 委員等の変更

令和5年度において、次の通り変更があった。

評議員

田 辺 真 理 退任 令和 5 年 6 月 26 日

清 水 弘 子 新任 令和 5 年 6 月 26 日

適正化事業諮問委員

小 久 保 篤 退任 令和 5 年 3 月 31 日

倉 田 昭 人 新任 令和 5 年 4 月 1 日

3. 組織運営

限られた人員において効率的に業務を遂行するため、職員の配置を見直すとともに、他の事業も含めた業務間の応援・協力を的確に行なうことができるよう互いに他部署の業務状況の把握に努め、タクシーセンター全体での連携を強めた。

また、適正に予算を執行し経費の節減に努めた。

4. 規程類の改訂等

: 『タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程』の一部改訂 - ①

空車不足の改善を図り利用者利便を確保するために、「山手駅タクシー乗り場」における【タクシー乗り場入構規制(末尾番号による入構規制)】を廃止するため。

: 『登録事務等の実施に関する規程A及びB』の一部改訂

運転者証・事業者乗務証のデザイン変更に伴い、新デザインへの変更の申請(再交付申請)を促すため、申請者の事務及び経済的負担を軽減して申請を行うこと(一括再交付申請)ができるようにするため。《期間限定》

: 『タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程』の一部改訂 - ②

利用客増加によるタクシー供給不足を防ぎ利用者利便を確保するために、「横浜駅西口タクシー乗り場」、及び「新横浜駅タクシー乗り場」における【タクシー乗り場入構規制(末尾番号による入構規制)】を暫定的に一年間(令和5年12月8日～令和6年12月31日)停止するため。

: 『運転者研修所運営規程』の一部改訂

新規講習受講者が速やかに講習を受けることができるよう、講習時間の短縮や日程の変更を行うため。

: 『輸送の安全及び利用者利便の確保に関する試験事務規程』の一部改訂

地理に関する試験が廃止となったため。

:『法人タクシー事業者の評価規程』の一部改訂

評価の種別及び評価の内容・基準を変更するため。(加点項目の見直し・優良評価方法の見直し)

5. 職員の資質の向上

情報を共有することなどにより業務に関連する知識の向上を図るとともに、来訪者への対応やマナー等の向上に努めた。

6. 広報関係

ホームページにおいて、センター概要をはじめ、タクシー利用者及びタクシー事業者に対して業務内容を周知することに加え、新設乗り場の情報や利用者等からの要望を掲載し、利用者及び事業者への情報提供を行った。

また、苦情の受け付けを行い利用者の利便の向上を図るとともに、講習の予約状況を常に更新し、事業者の利便の向上を図った。

7. 災害対策、感染症対策

災害時における職員及び来訪者等の安全確保・帰宅困難等への対策として、防災用品及び非常食等の拡充・更新を行い、災害の発生に備えた。

新型コロナウイルス等の感染症については、職員に対して注意を促し、感染リスクの軽減に努めた。